

法定検査を受検してください 家庭の浄化槽

浄化槽は、生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしています。その浄化槽がきちんと機能を発揮しているかどうかを確認する重要な検査が法定検査です。

平成 25 年 10 月に法定検査を受けていない人を対象に受検のお願いを送付しましたが、申し込みがない人には再度 2 月下旬に送付します。同封されているハガキに必要事項を記入のうえ、熊本県浄化槽協会まで返送してください。



検査の様子

法定検査 Q&A

法定検査に関するよくある疑問をご紹介します。

Q 業者に保守点検を依頼しています。

業者の保守点検は、機器のメンテナンスや消毒剤の補充など浄化槽の機能を維持させるものです。

法定検査は、浄化槽で処理された水の水質検査などを行います。目的や内容が異なるため、毎年 1 回検査を受ける必要があります。

Q 検査の案内が初めて届きました！

浄化槽の設置状況の実態調査を行い、これまで把握ができていなかった浄化槽管理者にも浄化槽設置状況の確認と検査の案内を送付しています。重要な検査ですので必ず受検をお願いします。

Q もうじき下水道に接続します。

下水道に接続されるまでは浄化槽を使用していますので、法定検査、保守点検および清掃が必要です。

Q 法定検査の「BOD 検査」とは どういった検査ですか？

BOD 検査は、水の汚れを数値化する検査です。この数値が少ないほど処理された水がきれいになっているということです。

Q 検査結果が「不適正」でした。

検査結果書には、①適正、②おおむね適正、③不適正の 3 段階の判定が記載されます。このうち「不適正」の判定が記載されている場合には、検査結果書にしたがって保守点検業者に相談し、適切な処置をお願いします。

自噴井戸をお使いのみなさんへ
熊本県地下水保全条例により届け出が必要ですので

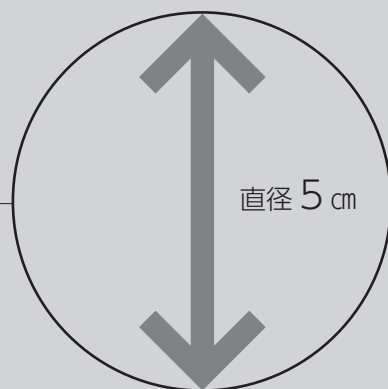
ご確認をお願いします

■届け出の対象となる自噴井戸

水の出口部分の管の直径が 5 cm を超えるもの

■該当する自噴井戸だったら

該当する自噴井戸を使用している場合は、届け出の手続きをご説明しますので、県庁環境立県推進課または役場住民生活課までご連絡ください。



管の直径 | 実寸大

水が噴き出す部分が 5 cm の円より大きい場合届け出が必要です。